

(1) 基調講演レジュメ(須田 寛 氏)

「国土形成計画の策定にむけて」
— 中部のめざすべき方向 —

須田 寛

1. 国土形成計画の策定(平成20年頃までに)

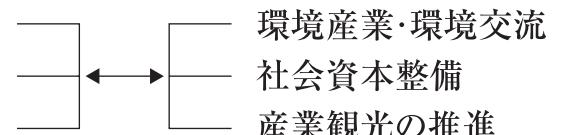
- 「開発計画」から「形成計画」へ — [更新]
(開発型から成熟社会型に)

- 国と地方の協働による計画づくり — [対流]
(全国計画と地方ブロック計画)

— 安心安全な国土、ゆたかでゆとりある国土づくり —

2. これからの中部(日本まんなか)

- その「方向」
21世紀日本発展の原点
(万国博の成果、立地条件)

- その「展開」
 - ①安全健康な国土づくり
 - ②競争力ある生産拠点圏づくり
 - ③国際交流拠点圏づくり
- 
- 環境産業・環境交流
社会資本整備
産業観光の推進

- その「留意点」
 - ①選択と集中(重点化)
 - ②幅広い連携(広域化)

「国土マインド」「ものづくりの心」「観光する心」
— 万博の心を中部にいつまでも —

(2) パネルディスカッション資料(林 良嗣 氏)

国土形成計画の考え方

名古屋大学環境学研究科
林 良嗣

1

これまでの国土計画

昭和37年の第1次全国総合開発計画以来、5度にわたり全国計画を実施
地域振興に伴う立地や資源や地方の問題への対応など、それを踏まえながら国土が進化していく段階に合わせて基本方針を定めます

「開拓」を基盤とした量的拡大を図る計画

人口減少下の成熟社会にふさわしい国土の質的向上と国土開拓へ転換することが必要

国土総合開発はを基本的に準じ
「国土総合開発法」→「国土形成計画」

安全・安心・安定した国土と国民生活の将来像の提示

2

「中部圏開発整備計画—既設すべき面積拡張—」
「世界に開かれた多輪連結構造」と「政策区域」

9

平成20年における社会資本整備の状況
平成20年中間期における社会資本整備状況

10

境界条件の変化(経済の成熟化)

3

1850 1870 1890 2010 2030 2050

年

QDP (名目)
+ QDP (実質)

4

中部圏開発整備法のしくみ

11

地域づくりへの土地利用・交通戦略

- 経済から生活質へ
- 持続可能な国土

→空間の再設計

12

国と地方の協働によるビジュアル化

5

開発中心からの転換

6

持続可能な国土

| | |
|-------------|---------------------------------------|
| (a)環境持続性 | 自然環境 ・布衛地 ・農地、里山、… |
| (b)経済・財政持続性 | 人工環境 ・都市開発地帯 ・農業開発地帯 ・森林開発地帯 |

(現状)

- 郊外スプロール(一般にはハザード地区)の放置
- 中心市街地の衰退

(方針)

- (a), (b)両方から見て
・郊外ハザード地区からの「計画的撤退」
・中心市街地の「街区内再構築」
- のツイン政策により、「人口が平減なら、市街地も半減」を打ち出すべき

13

生活空間の現状

モータリゼーションとスプロールの相乗作用

中心市街地の衰退
災害危険地域への宅地進出

生活環境質低下
インフラ維持・管理費の増大
地域の景観悪化と個性喪失

14

新たな国土形成計画の枠組み

7

第4次中部圏開発整備計画(H12~)の構成

1 中部圏の現状と課題
2 中部圏の将来像
3 土地利用のマクロ戦略

8

スプロール(2次元)

市街地境界の不明確な大都市郊外(名古屋郊外)

15

土地利用のマクロ戦略

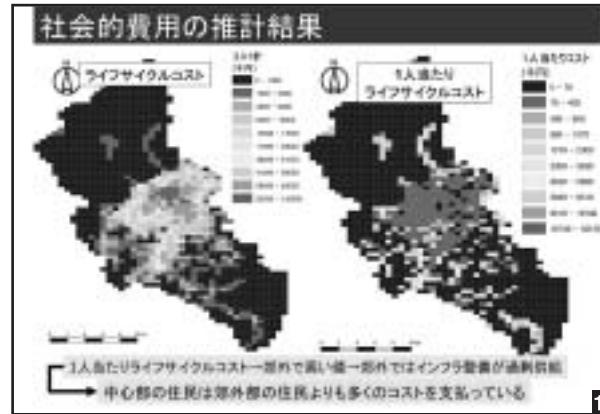
「社会的価値と社会的費用に基づく推進・再構築」

RSV (Net Social Value)
= SV (Social Value) - SC (Social Cost)

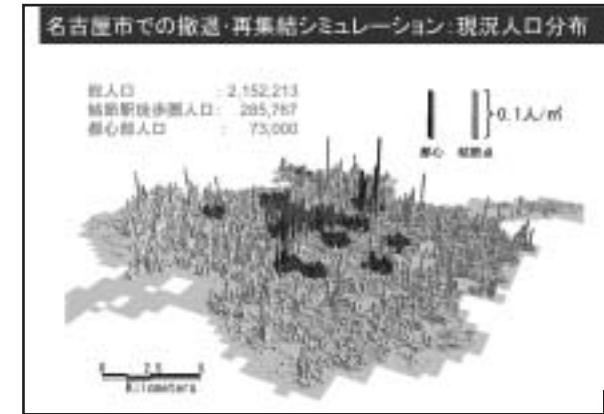
16

— 28 —

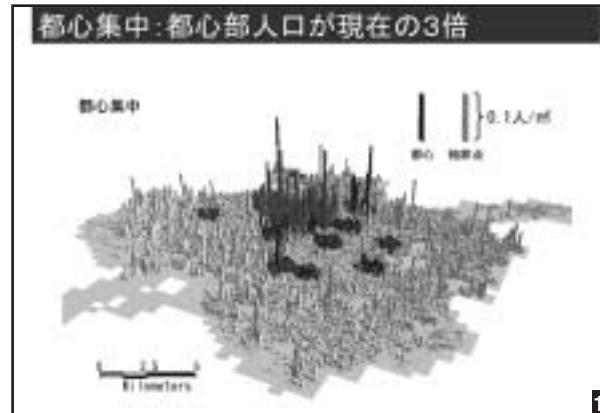
— 29 —



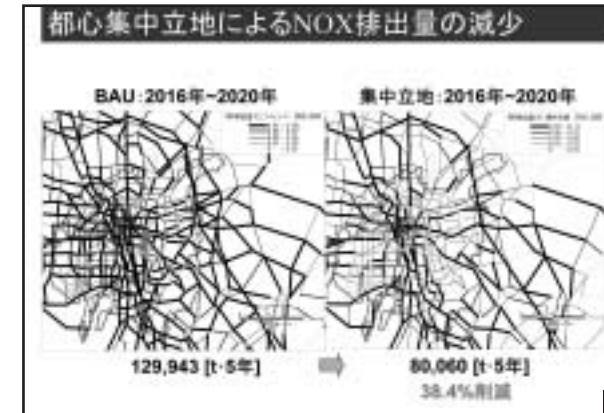
1



1



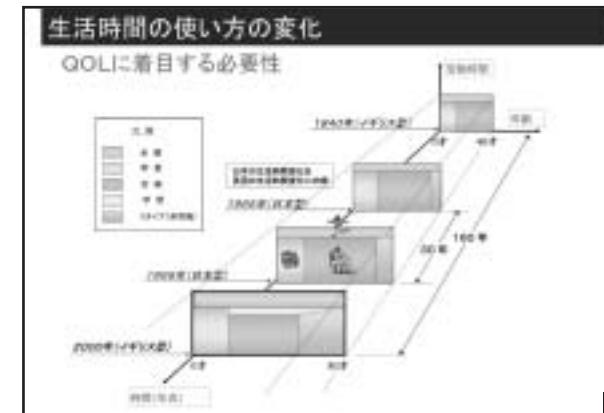
1



2



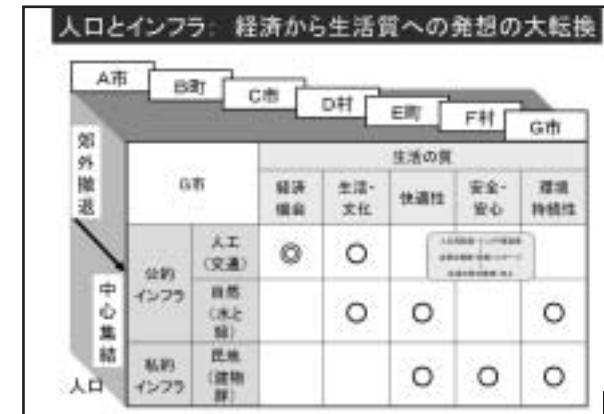
1



2



1



2



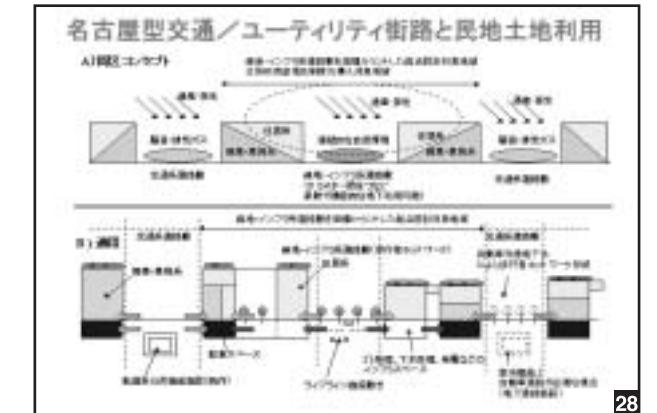
25



26



27



28

土地利用ツイン戦略の手順

1. 逆郊外化(De-suburbanisation)

- 土地利用のノーシャルバリューとノーシャルコストの空間分
者把握
 - マクロスプロールとミクロスプロールからの撤退
 - ナチュラルハザードとノーシャルハイザードからの撤退
 - 緊急避難、歴史的地区など、リーシャルバリューの高い地域へ
の再開拓

2. 市街地街区の高質ストック化(Gentrification of street block)

- 居住環境改善街区形成のためのグリーン租制
 - ・ 街区計画の実施制度
 - ・ 20年間固定賃料制度
 - ・ 認証街区への居住者は、住戸開半額
 - ・ 実務は、住区規制による街区実質的性状変更への移行